

改正後

特定計量器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について

(検定証印等)

第四条 規則第二十三条第三項の規定に基づき、既に付されている検定証印と別に検定証印を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める特定計量器は次のとおりとする。

- 一 分銅
- 二 おもり
- 三 棒はかり

(検定を行った年月の表示)

第五条 規則第二十六条の規定に基づき、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定を行った年月を表示することが構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める非自動はかり、分銅及びおもりは、次のとおりとする。

- 一 三 [略]

改正前

特定計量器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について

(検定証印等)

第四条 規則第二十三条第二項の規定に基づき、既に付されている検定証印と別に検定証印を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める特定計量器は、計量法施行令附則第四条、第五条及び附則別表第四の規定に基づく質量計に係る経過措置に関する省令(平成五年通商産業省令第六十七号。以下「経過措置に関する省令」という。)第三条に定めるもの(検定証印等を付す箇所であつて、銘板その他の取り外すことができるものを有するものを除く。)とする。

- [新設]
- [新設]
- [新設]

(検定を行った年月の表示)

第五条 規則第二十六条の規定に基づき、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定を行った年月を表示することが構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める分銅、おもり及び経過措置に関する省令で定める非自動はかりは、次のとおりとする。

- 一 三 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[